

ため池災害関連特別対策事業実施要領

昭和61年4月4日付61構改D第273号
最終改正 令和8年4月7日付7農振第2425号

各地方農政局長
沖縄総合事務局長 殿
北海道知事

農林水産省農村振興局長

- 1 ため池災害関連特別対策事業（以下「事業」という。）の実施に関しては、ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通知（以下「要綱」という。））によるほか、この実施要領によるものとする。
- 2 要綱第2の2の事業主体において市町村等は、市町村、土地改良区、その他都道府県知事が適当と認めるものとする。
- 3 要綱第3の（1）のため池は、総貯水量が原則として1,000立方メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）堤体からの漏水が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 堤長100メートル当たりの漏水量が毎秒1.5リットル以上であるもの
 - イ 1日の漏水量が総貯水量の0.1パーセント以上であるもの
 - ウ パイピングの予兆が認められるもの
 - （2）堤体が当初の断面に比して面積率で7パーセント以上変形しているもの
 - （3）浸潤線が堤体下流法面の比較的高い位置に浸出し、漏水量に異常が認められるもの
 - （4）洪水吐きが破損しているもの又は断面不足のもの
 - （5）取水施設の脆弱化が破堤につながると判断されるもの
 - （6）当該災害により危険な状態となり、貯水量が総貯水量の2分の1以上を確保できなくなったもの
 - （7）取水設備の放流機能では放流能力の不足が明らかであり、他に放流の手だてがない場合で、かつ、緊急放流を行うことにより、被災を回避することが可能であったと判断できるもの
 - （8）取水設備自体が老朽化により本来の能力が失われており、それが原因で漏水や破損を起こすおそれがあると認められるもの
- 4 要綱第3の（1）のアの被災ため池と一連の地域内にあるため池は、被災ため池からおおむね半径500メートル以内の同一水系にあるものとする。
- 5 工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）のうち、国の補助金を除いた額の2分の1以上は都道府県において負担するものとする。
- 6 要綱第4の事業計画概要書の様式は、別紙様式のとおりとする。

別紙様式

ため池災害関連特別対策事業計画概要書

都道府県名		(ふりがな) 地区名		番号	地区	箇所	災害名 及び 被災年月		所在地		事業 主体		採択 年度	
原施設							総事業費	被害想定			災害費			
池名	堤高	堤長	総貯水量	取水量	面積	金額		人家						
	m	m	m ³	m ³ /s	千円	ha	千円	戸	千円					
被災状況														
対象ため池 の現況														
計画														
主要工事														

- 注 1 原施設は、本事業の対象となるため池とする。
- 2 被害想定は、対象ため池（被災ため池を含む場合がある）が決壊した時に想定される被害額等を記入する。（現行の老朽のため池整備事業に準じて記入する。）
- 3 災害費は、査定未了の場合には申請額を記入する。
- 4 被災状況は、ため池の被災の状況を分けて、その延長（m）、面積（m²）等をそれぞれ記入する（災害関連事業箇所別概要書記入要領に準じて記入する）。
- 5 対象ため池の現況は、脆弱化の度合いを具体的に記入する。特に、要綱、要領に掲げる採択要件に係る事項は必ず記入する。
- 6 計画は、整備計画の概要を記入するが、堤体、洪水吐き等の設計諸元の決定に当たって必要とする数値（確率年、同雨量、流量、設計洪水位等）は必ず記入する。
- 7 主要工事は、堤体工、洪水吐き工、取水施設工等の各工種に分け、構造、数量等を記入する。
- 8 5 万分の 1 の位置図を添付する。